

ALERT ON INVESTMENT INCENTIVES IN THE HIGH TECHNOLOGY SECTOR

開発投資が優先されるハイテク技術のリスト及び開発奨励ハイテク製品のリストに関する首相決定第38/2020/QD-TTg号の公布

2021年3月3日

はじめに

- 2020年12月30日、首相は開発投資が優先されるハイテク技術のリスト及び開発奨励ハイテク製品のリスト（以下、「ハイテク製品」という）に関する首相決定第38/2020/QD-TTg号（以下、「決定第38号」という）に署名しました。本決定は2014年11月25日付の決定第66/2014/QD-TTg号（以下、「決定第66号」という）、決定第13/2017/QD-TTg号（以下、「決定第13号」という）、及び2019年12月18日付の決定第34/2019/QD-TTg号（以下、「決定第34号」という）の第1条の第2項及び第4条に代わるものであり、2021年2月15日に発効となっています。
 - 2021年2月15日発効の決定第38号は、開発投資が優先されるハイテク技術（以下、「ハイテク技術」という）及び開発奨励ハイテク製品（以下、「ハイテク製品」という）を集約した唯一のリストとなります。
 - ハイテク技術及びハイテク製品のリストに関する最初の決定は、2010年に公布されました（2010年7月19日付の決定第49/2010/QD-TTg号）。それ以降、社会経済分野におけるハイテク技術の発展及び、様々な分野におけるハイテクアプリケーションの開発を誘致する目的で、適宜、リストを修正・補足する他の決定（例：2014年の決定第66号、2017年の決定第13号）が公布されました。2019年に首相は決定第34号の第4条に定めるハイテク技術のリストに20項目を追加しています。
- 科学技術省（以下、「MOST」という）は、以下の主な理由から、首相に提出した決定第38号の法令案に対し、緊急かつ必要な対応を求めてきました。
 - 決定第66号及び決定第13号に記載されたリストの多くのハイテク技術及びハイテク製品は、ベトナムにおけるハイテク技術の発展の動向と、世界の科学技術（S&T）開発の変化に沿ったものとなるように、補足、更新される必要がある。
 - 投資法とハイテク法の下で定められた内容とインセンティブ政策及びそのメカニズムが整合する必要がある。
 - 国内技術の革新・近代化、又は工業総生産額に占めるハイテク製品の割合を高めることを目標とし、同時にリソースを効果的に集中・動員し、ベトナムのアイデンティティ及び高品質、高付加価値、優れた特徴、環境に優しい製品の研究開発に投資します。
 - また、当該ハイテク技術とハイテク製品のリストは現在、様々な文書（例：決定第66号、決定第13号、決定第34号の第4条）に記載されており、会社組織や個人による参照が困難である。

本アラートでは弊社は以下の主要内容をお届けします。

1. 決定第38号の重要な変更点
2. ハイテク分野における現行のインセンティブ政策及びインセンティブの享受に向けた決定第38号の適用
3. 弊社による考察
4. 弊社サービスのご紹介

ALERT ON INVESTMENT INCENTIVES IN THE HIGH TECHNOLOGY SECTOR

開発投資が優先されるハイテク技術のリスト及び開発奨励ハイテク製品のリストに関する首相決定第38/2020/QĐ-TTg号の公布

2021年3月3日

1. 決定第38号の重要な変更点

決定第38号で改定されたリストには、99の開発投資が優先されるハイテク技術及び107の開発奨励ハイテク製品が含まれており、具体的には以下のとおりです。

- 55の新技術の追加
- 28の既存技術が修正、補完、明確化、アップグレード
- 59の新製品・サービスの追加
- 31の既存製品・サービスの修正、補完、明確化、アップグレード

決定第38号の改定リストは以下の指示と原則に基づいて作成されたものになります。

開発投資が優先されるハイテク技術とは

- ベトナムのみならず、世界的な新技術であり、現代の世界的な科学技術の開発の推移に適した最先端技術
- 天然資源、気候、環境などのベトナムの優位性を促進する
- 投資の誘致、技術の適用、移転または、技術革新の可能性が高いものであり、技術の獲得、移転、革新のための労働・人材の面で実現可能である
- すべてのセクターのビジョン、戦略、長期的な発展計画に沿っている

開発奨励ハイテク製品とは

- ハイテク技術を使用し、製造された製品
- 高い付加価値をもたらす製品
- 高い競争力を持ち、社会経済的に極めて効率的である
- 輸出品や輸入品の代替となる可能性がある
- 国家の科学技術能力の向上に貢献している



ALERT ON INVESTMENT
INCENTIVES IN THE HIGH
TECHNOLOGY SECTOR

開発投資が優先されるハイテク技術のリスト及び開発奨励ハイテク製品のリストに関する首相決定第38/2020/QĐ-TTg号の公布

2021年3月3日

1. 決定第38号の重要な変更点（続き）

本決定の改定リストは次の4つのハイテク分野 (i) 情報技術、(ii) バイオテクノロジー、(iii) 新素材技術、(iv) 自動化技術、に焦点を当てて作成されています。また、改定リストでは、以下のとおり、複数の新たなハイテク技術やハイテク製品・サービスが追加されました。

分野	決定第38号下の改定リストに追加されたハイテク技術及びハイテク製品・サービス
情報技術 (IT)	<p>下記に関連する技術、機器、ソフトウェア、ソリューション、サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ブロックチェーン(Blockchain); デジタルツイン(Digital twin) ・ グリッドコンピューティング、エッジコンピューティング ・ 次世代ネットワーク技術 (4G、5G、6G、NG-PON、SDN/NFV、SD-RAN、SD-WAN、LPWAN、IO-Link無線、ネットワークスライシング、新世代光ネットワーク) など
バイオテクノロジー	<p>下記に関連する技術・製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合成生物学、分子生物学 ・ 新世代微生物学、新世代自己遺伝学など
新素材技術	<p>下記に関連する製造技術及び製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 触媒・吸着材料 ・ 医療用抗菌・抗ウイルス機器及び材料 ・ アップサイクル ・ 機能性材料など
自動化技術	<p>下記に関連する設計・製造の技術及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械製品用ビレットを製造するための高度な鍛造とプレス技術 ・ インテリジェントマニュファクチャリングシステム (Intelligent Manufacturing System IMS) ・ 新世代の高精度数値制御 (CNC) 工作機械。 ・ 高品質、高精度、技術的性能のある先進的な金型 ・ 専用デジタルカメラ、新世代カメラモジュール ・ インテリジェントセンサーとlab-on- a-chip (LOC)システムなど

ALERT ON INVESTMENT INCENTIVES IN THE HIGH TECHNOLOGY SECTOR

開発投資が優先されるハイテク技術のリスト及び開発奨励ハイテク製品のリストに関する首相決定第38/2020/QĐ-TTg号の公布

2021年3月3日

2. ハイテク分野における現行のインセンティブ政策及びインセンティブの享受に向けた決定第38号の適用

ベトナム政府は国内外の企業に対してハイテク分野への投資拡大を促進するため、企業にとって最も有益と考えられる多様な投資優遇措置を実施しており、具体的には以下のとおりです。

- 土地の賃借料は最大15年間、またはプロジェクトの全期間にわたって免除されます。
- 法人所得税（CIT）が4年間免税、その後の9年間の50%減税、及び15年以内の10%の優遇税率が適用されます。優遇税率は首相またはハイテクパークの委員会の決定により、さらに15年間まで延長することができます。
- 固定資産を構成するための輸入品及び、直近5年以内に国内で製造されていない原材料、供給品、部品に対する輸入関税の免税が認められます。
- 国家ハイテク開発プログラムのファンドや国家予算のファンドからの財政支援を受けられる可能性があります。
- ハイテク技術、有機農業などを応用した農業の発展を奨励するための融資プログラムがあります。



ALERT ON INVESTMENT
INCENTIVES IN THE HIGH
TECHNOLOGY SECTOR

開発投資が優先されるハイテク技術のリスト及び開発奨励ハイテク製品のリストに関する首相決定第38/2020/QĐ-TTg号の公布

2021年3月3日

2.ハイテク分野における現行のインセンティブ政策及びインセンティブ享受に向けた決定第38号の適用（続き）

インセンティブ政策のあるハイテク分野の投資タイプの概要及び必要な条件、基準は以下の通りです。

投資タイプ	ハイテク技術応用プロジェクト	ハイテク企業	ハイテクパークにある投資プロジェクト
条件	MOSTが発行したハイテク技術応用プロジェクトの証明書	MOSTが発行したハイテク企業の証明書	ハイテクパークの管理委員会が発行したハイテクパークにあるプロジェクトの投資登録証明書（IRC）
主要な決定基準			
製品・技術に関する基準— 決定第38号の適用の可否を 判定するための質問	開発投資が優先されるハイテク技術リストに属する技術の応用 Question: 会社の製造に应用するハイテク技術は決定第38号の付録Iに該当するか否か？	開発奨励ハイテク製品リストに属する製品の製造 Question: 会社が製造する製品は決定第38号の付録IIに該当するか否か？	ハイテク技術応用及びハイテク製品の製造 Question: 応用技術が付録Iに該当すると同時に製品が付録IIIに該当するか否か？
収益に関する基準	規定なし	70%以上	60%以上（ホーチミン市におけるハイテクパークにあるプロジェクトのみ適用）
総売上高に対する研究開発費の比率に関する基準	少なくとも0.5%または1%、2%（プロジェクトの資本と労働力の規模により異なる）	少なくとも0.5%または1%（企業の資本と労働力の規模により異なる）	少なくとも1%
総労働力に占める研究開発従業員の比率に関する基準	少なくとも1%、2.5%または5%（プロジェクトの資本と労働力の規模により異なる）	少なくとも2.5%または5%（企業の資本と労働力の規模により異なる）	少なくとも5%
その他の基準	生産および製品の品質管理において、ベトナムまたは国際的な専門機関による技術基準や規制に適合した環境に優しい省エネ対策が適用されている必要があります。		

ALERT ON INVESTMENT INCENTIVES IN THE HIGH TECHNOLOGY SECTOR

開発投資が優先されるハイテク技術のリスト及び開発奨励ハイテク製品のリストに関する首相決定第38/2020/QĐ-TTg号の公布

2021年3月3日

3. 弊社の考察

- 弊社は決定第38号下の開発投資が優先されるハイテク技術のリストと開発奨励ハイテク製品のリストの公布からベトナム政府が国内の技術を革新、近代化させることを目的とし、世界的なハイテク開発に取り組もうとするビジョンが見られます。それでもなお、ベトナムのアイデンティティ、高品質、高付加価値、優れた機能、環境に優しい製品への投資と開発は求められます。
- 当該インセンティブ政策は、税務及び財務、クレジットに関するインセンティブなどを含め、特に製造や貿易活動に高い割合を占めるハイテクを持つ企業等に、大きな利益をもたらすことは明らかです。そこで弊社は、ハイテク分野において事業を行っている企業が、適切なインセンティブや必要な手続を把握できるよう、本アラートの第2項に記載された条件又は基準、特に技術、製品、研究開発に関する基準を検討することにより、インセンティブ享受の可能性を自社で判定されることをお勧めいたします。
- また、決定第38号発効された事で、外国人投資家がベトナムへの投資や事業拡大を検討する際に、当該ハイテク分野への投資インセンティブの検討はその重要な要素の一つであり、製造や商品・サービスの提供においてハイテク応用や研究開発活動を向上し、労働力の質を高め、生産における環境保護措置にコミットされることをお勧めいたします。



ALERT ON INVESTMENT INCENTIVES IN THE HIGH TECHNOLOGY SECTOR

開発投資が優先されるハイテク技術のリスト及び開発奨励ハイテク製品のリストに関する首相決定第38/2020/QĐ-TTg号の公布

2021年3月3日

4. 弊社サービスのご紹介

本アラートを通じ、ハイテク分野への投資を促進するためのベトナム政府の政策メカニズムに関する情報をお届けさせていただきました。特に、ハイテク分野におけるインセンティブ享受の可能性は、今後の検討すべき税務課題の1つになるものと思料しております。

弊社では、様々な実務経験を有し、皆様のビジネスを支援させていただきます。以下にて弊社のGlobal Investment and Innovation Incentives (GI3)チームによるハイテクインセンティブに関するサポートサービスを紹介させていただきます。



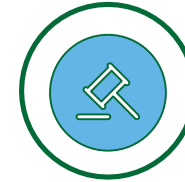
戦略アドバイザー及び プランニング

- 投資インセンティブ適用の可能性の評価・特定
- インセンティブ享受による潜在的なメリットの算出
- リスク評価及び戦略プランニング



証明書申請

- 申請書の作成支援及びレビュー
- 管轄当局との折衝及び説明
- 証明書取得のサポート



メンテナンス及びレポーティング

- インセンティブ維持のための知識向上トレーニング
- レポーティングコンプライアンスサービス
- インセンティブ適用後の法人所得税(CIT)の計算レビュー



検査及び監査

- 証明省取得後の管轄当局による監査時の当局との折衝のサポート
- 税務調査時の税務当局との折衝のサポート



Contact us



Thomas McClelland
National Tax Leader
+84 28 7101 4333
tmcclelland@deloitte.com



Bui Ngoc Tuan
Tax Partner
+84 24 7105 0021
tbui@deloitte.com



Bui Tuan Minh
Tax Partner
+84 24 7105 0022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Tax Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Dinh Mai Hanh
Tax Partner
+84 24 7105 0050
handinh@deloitte.com



Suresh G Kumar
Tax Partner
+84 28 7101 4400
ksuresh@deloitte.com



Vo Hiep Van An
Tax Partner
+84 28 7101 4444
avo@deloitte.com



Vu Thu Nga
Tax Partner
+84 24 7105 0023
ngavu@deloitte.com

Hanoi Office

15th Floor, Vinaconex Building,
34 Lang Ha Street, Dong Da District,
Hanoi, Vietnam.
Tel: +84 24 7105 0000
Fax: +84 24 6288 5678

Ho Chi Minh City Office

18th Floor, Times Square Building,
57-69F Dong Khoi Street, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam.
Tel: +84 28 7101 4555
Fax: +84 28 3910 0750



Deloitte.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.